

「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会ニュース」
青葉小学校閉校に伴う学校再編について

指定変更許可区域の検討結果をとりまとめました

令和6年3月5日（火）に第8回検討部会を開催し、令和7年4月の学校再編に伴い通学区域が変更になる区域のうち、保護者説明会等での保護者の皆様からの意見も踏まえ、以下のとおり指定変更許可区域の検討結果をとりまとめました。

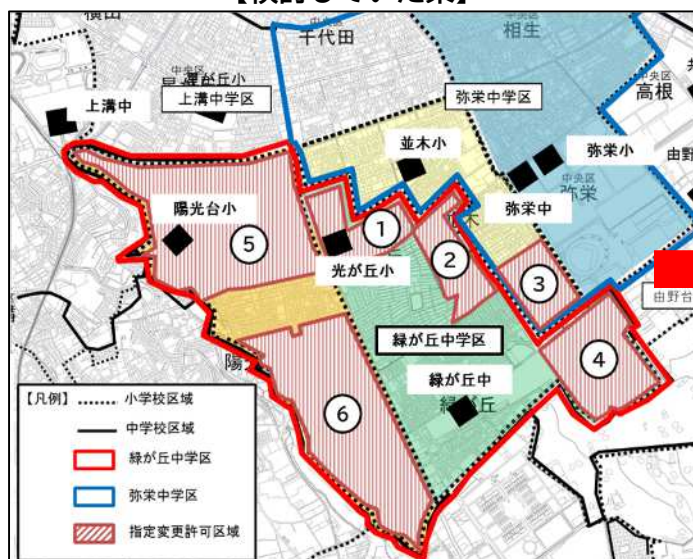
今後、取りまとめた検討結果について、教育委員会に要望していく準備を進めていきます。

※今後のスケジュールは裏面をご覧ください。

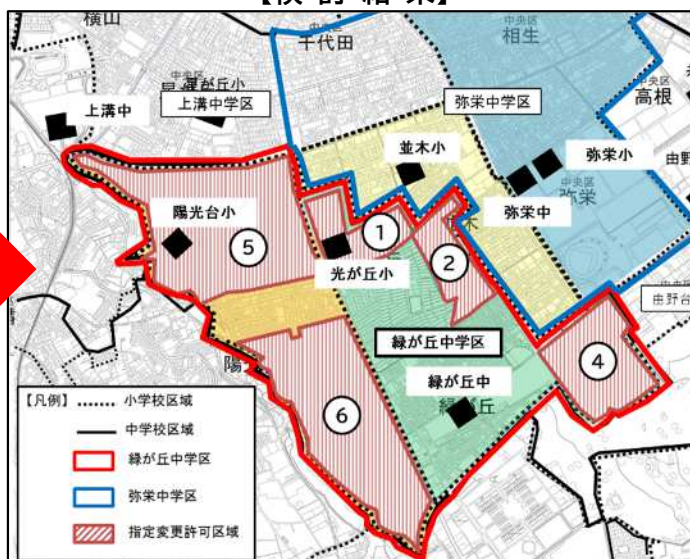
○指定変更許可区域の検討結果

区 域	就学指定校	変更後の 就学指定校	設定する期日
①光が丘2丁目18番～34番	緑が丘中学校	弥栄中学校	令和7年4月1日から 令和13年3月31日
②並木4丁目	緑が丘中学校	弥栄中学校	令和7年4月1日から 令和13年3月31日
③青葉1丁目	弥栄中学校	(設定なし)	—
④青葉2丁目、3丁目	光が丘小学校	弥栄小学校	令和7年4月1日から
	緑が丘中学校	弥栄中学校	
⑤陽光台1丁目～3丁目	緑が丘中学校	上溝中学校	令和7年4月1日から 令和13年3月31日
⑥陽光台5丁目1番～2番10号・14号～2番31号・3番2号～37号・4番～19番 陽光台6丁目、7丁目	陽光台小学校	光が丘小学校	令和7年4月1日から

【検討していた案】



【検討結果】



※カラー版は市ホームページや裏面のQRコードからご覧いただけます。

裏面へ続きます

【検討結果の詳細】

中学校に係る指定変更許可区域である、「①光が丘2丁目18番～34番」「②並木4丁目」「⑤陽光台1～3丁目」については、学校再編に係る新たな指定変更許可基準※を適用し、**6年間の経過措置**を設ける。

- 経過措置を6年間とすることで、令和7年の学校再編時に新小学1年生として入学した児童まで、新中学1年生になる際に学校の変更が可能
- 経過措置期間終了後も、兄弟と弟妹の就学指定校が異なる場合は、兄弟が在籍している学校に、弟妹は学校の変更が可能

小学校に係る指定変更許可区域である、「④青葉2・3丁目」「⑥陽光台5～7丁目」については、**通学距離に配慮**する必要があることから、**恒久的**に指定変更許可区域を設定する。

「④青葉2・3丁目」の中学校に係る指定変更許可区域については、**小中一貫教育**の取組の観点からも、小学校の指定変更許可区域と合わせて、**恒久的**に指定変更許可区域を設定する。

※学校再編に係る新たな指定変更許可基準とは

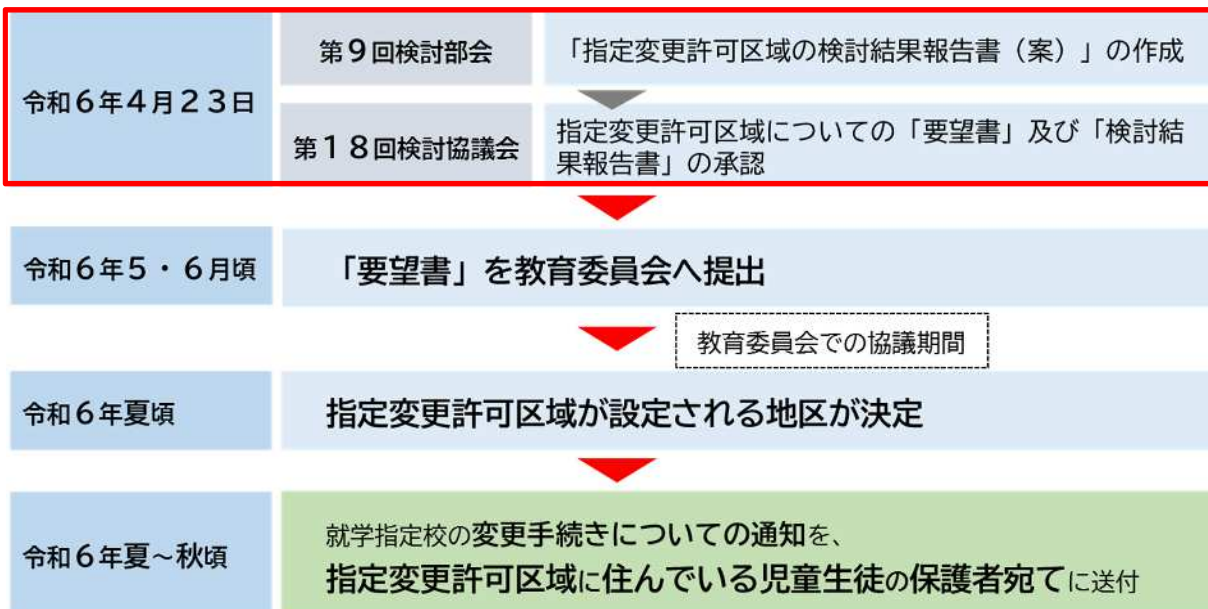
○学校再編に伴い通学区域が変更となる地域に居住し、次のいずれかに該当する場合は学校の変更が可能です。

- 経過措置期間（最長6年）を設けられた区域に居住している場合
 - 兄弟の在籍校と弟妹の就学指定校が異なり、兄弟の在籍校へ通学する場合
- ※いずれの場合も一度入学したら卒業まで通学が可能です。

○今後、教育委員会で現行の指定変更許可基準に追加を予定しています。
(現行の指定変更許可基準の詳細は右のQRコードからご確認いただけます。)



今後のスケジュール(予定)



次回からです。

第9回検討部会 及び 第18回検討協議会

【日時】令和6年4月23日(火)午後7時から

【場所】光が丘公民館 大会議室

【議題】指定変更許可区域の検討結果の

とりまとめについて

※どなたでも傍聴可能です。

これまでの検討経過や検討協議会ニュースのバックナンバーは次の方法でご確認いただけます。

1 市ホームページ

※右記の二次元コードからも該当ページへアクセスできます。

2 ①市の行政資料コーナー、②光が丘公民館、陽光台公民館、

③関係小・中学校

